

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………
- 建築士法による行政処分……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- ……………(同)……………
- 平成三十年度管理理容師資格認定講習会及び管理理容師資格認定講習会の指定……………
- ……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………
- 一般国道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………

告示

●東京都告示第千二百号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき赤坂一丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称
赤坂一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成二十四年八月八日から平成三十一年三月三十一日まで

三

三 施行地区
港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各区内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
港区赤坂一丁目五番十二号

五 変更の内容
事務所の所在地を港区赤坂一丁目八番一号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日
平成三十年八月二十九日

●東京都告示第千二百一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時
平成三十年九月六日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所
東京都庁第二本庁舎十階二〇七会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先
東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八)三三二七

四 公聴会を行う理由
次の建築許可をするため

建築主住 千代田区丸の内一丁目四番五号
所氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社
建築敷地 港区北青山一丁目八番三四ほか
地域地区 第二種住居地域、防火地域及び三十五メートル高度地区
等 トル高度地区

申請の概要

工事種別	用途変更
及び用途	事務所及び附属自動車庫
敷地面積	約三、八七四平方メートル
建築面積	約二、三七五平方メートル
延べ面積	約一六、四三三平方メートル
構造及び階数	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造
高さ	地上五階地下二階
適用条文	二〇・四五メートル
	建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第千二百二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)以下「法」という。第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設

省令第三十八号) 第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

氏名

宇藤 德行

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第八六一一号

二 処分をした年月日

平成三十年八月十七日

三 処分の内容

免許の取消し

四 処分の原因となった事実

確認済証、検査済証及び特定まちづくり施設完了検査結果通知書を偽造し、かつ、行使したこと、設計者として、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十五条に適合しない設計を行ったこと並びに建築物の確認申請手続を行う建築士として、確認済証の交付を受ける前に建築物の建築工事が行われることを容認したことが法第十条第一項第一号及び第二号に該当するため

●東京都告示第千二百三三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成三十年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区新河岸二丁目八百七十六番一、平成三十年七月十九日

同番三並びに同番五及び同番六の各一部、八百七十八番一、同番三、同番四、八百八十番一、同番三、同番四、八百八十二番一、同番三、同番四、八百八十四番一、同番三、同番四、八百八十六番一の一部、同番三、同番四、八百八十八番一の一部、同番三、同番四の一部、八百九十番一の一部、同番三、同番五の一部、四千七百七十九番一、同番二、同番四から同番六まで、四千七百八十六番一、同番六、同番七、四千八百三番一、同番四から同番六まで、同番七から同番十までの各一部、四千八百二十七番一、同番四、四千八百五十一番一、同番五、同番六並びに同番七の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区大谷口上町三十番一、同番四十七、同番四十八、三十一番十、同番二十七の一部、五十五番一、同番四、同番七、五十六番一、同番六の一部、同番十二、同番十三、五十八番二十三、六十六番三及び七十二番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百五号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

平成三十年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

第七回

平成三十年十一月十三日、同月十九日及び同月二十

日

TFT (東京ファッションタウン)ビル東館九階
江東区有明三丁目六番十一号

(二) 管理美容師

第十一回

平成三十年十一月十三日、同月十九日及び同月二十
日

TFT (東京ファッションタウン)ビル東館九階

江東区有明三丁目六番十一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第千二百六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項
の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十九日から起算して
二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す
る。

平成三十年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

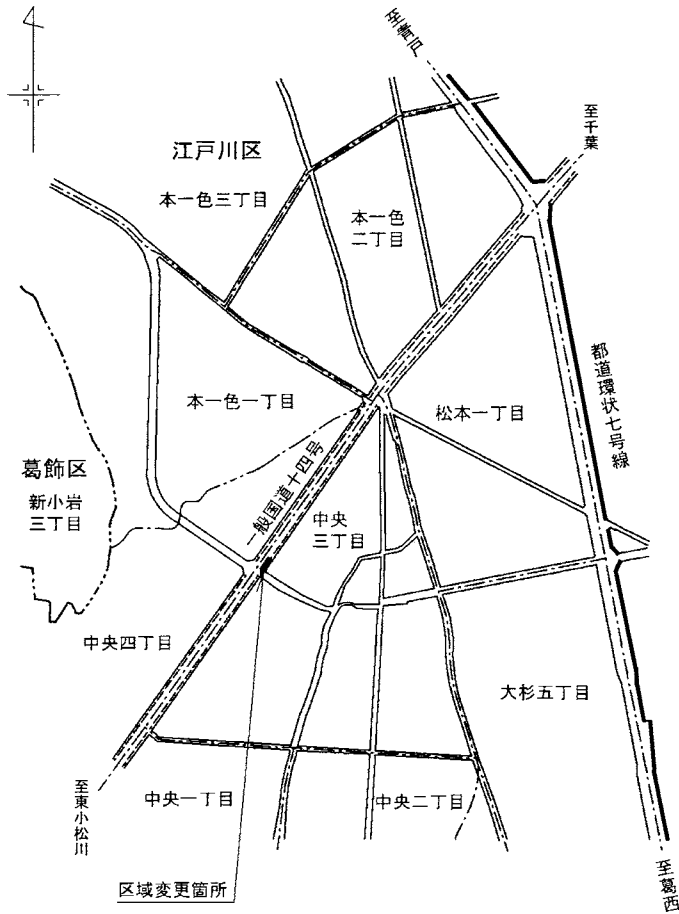
一 路線名 十四号

二 変更の区間 江戸川区中央三丁目千六百六十番二地先
から同所千七百九番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

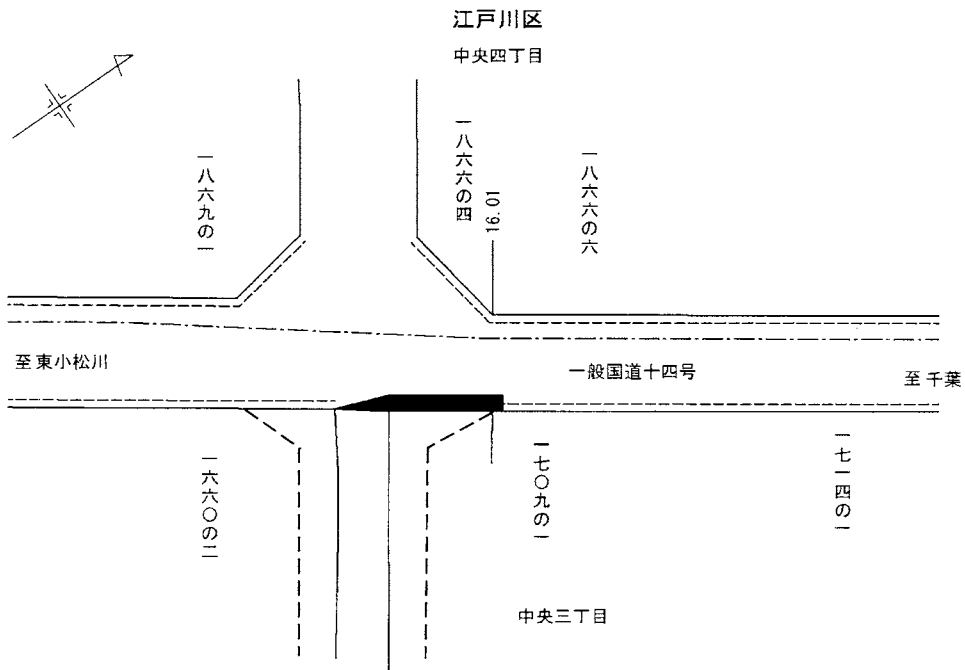
別図

一般国道十四号区域変更略図
江戸川区中央三丁目地内



一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長
 面積
 計画線

二〇・六七メートル
 三六・八七平方メートル



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001